ライセンス契約だけじゃない! 知的財産関連契約

「ライセンス契約だけじゃない!知的財産関連契約」の 連載開始にあたって



弁護士·弁理士 **岩坪 哲** (大阪弁護士会知的財産委員会 委員長)

このたび、一般財団法人経済産業調査会のご協力を得て、大阪弁護士会知的財産委員会所属の 委員による「ライセンス契約だけじゃない!知的財産関連契約」の連載を開始することになりま した。

大阪弁護士会知的財産委員会は、知的財産に関する研究・提言・広報を目的として発足し、パブリックコメントの提出や、シンポジウム、大阪高等裁判所知的財産権集中部や大阪地方裁判所知的財産権専門部との協議会、日本弁理士会関西会との共同研修、一般社団法人日本知的財産協会との意見交換会といった各種イベントの開催を行っています。また、一般の企業や個人の皆様に対しては、大阪弁護士会総合法律相談センターにおける「知的財産相談」や知的財産案件に精通した弁護士を紹介する「知財お助けねっと〜知的財産案件弁護士紹介制度〜」を設け、大阪弁護士会知的財産委員会所属の委員等の知的財産に精通した弁護士が対応する体制を整えています。

本誌において、大阪弁護士会知的財産委員会は、これまでに特許法、著作権法、商標・意匠・不正競争防止法、ライセンス契約等に関する連載を発表しており、それらの一部は「Q&A商標・意匠・不正競争防止法」(2016年発行)及び「Q&A特許法」(2018年発行)として書籍化いただきました。

今回の連載は、知的財産の収益化や他社との共同研究開発が以前にも増して重要となり、知的財産関連契約のニーズが高まる中で、従来あまり解説されてこなかった契約類型を取り上げ、知的財産に精通した弁護士がこれを解説するものです。第1弾は、矢倉雄太委員の「特許権譲渡契約」であり、特許権譲渡契約締結時に確認すべき事項、譲渡対価の考え方、表明保証などについて、実務的な観点から詳しく解説されています。次回以降に取り上げる契約類型としては、「共同出願契約」「商品化契約」「PoC契約」「データ提供契約」を予定しています。

皆様が日々の知的財産実務を遂行されるにあたって、今回の連載がその一助となれば幸いです。